

■課題の見直しと2024計画における基本目標（第2回（案）との比較）

現行計画（2018）			
基本目標	課題	施策の方向性	施策
(1) 安心を支える地域医療提供体制の整備	救急医療体制の安定維持 救急医療体制を将来にわたって安定的に維持していくため、夜間急病センターや救急医療体制維持に協力する医師や参画医療機関の確保が必要です。	急速な高齢化の進展により疾病構造が変化していく中においても、市民がさまざまな疾病状況に応じて、必要な時に必要な医療を受けることができるよう、以下の取組により、地域医療提供体制を整備します。	①救急医療体制の安定維持 ②在宅医療提供体制の充実 ③災害医療体制の強化 ④地域医療を支える人材の確保・養成
	在宅医療需要の増加 在宅医療需要の動向を見据えた在宅医療提供体制の充実が必要です。	○救急医療体制の確保や、高齢化の進展によりニーズの増加が予想される在宅医療提供体制の充実に取り組みます。	
	大規模災害発生リスクの存在 札幌市の災害想定や昨今の他都市での大規模災害の発生を踏まえ、札幌市における災害医療体制の再検証・再構築が必要です。	○東日本大震災や熊本地震などの大規模災害を踏まえ、札幌市の災害時における医療提供体制について再検証を行い、災害医療体制を強化します。 ○救急医療や在宅医療など地域医療を支える人材を確保するための環境の整備と併せ、研修などにより人材の養成に取り組みます。	
	地域医療を支える人材の確保・養成 高齢化の進展に伴い医療需要が増加する在宅医療など、地域医療を支える担い手の確保が必要です		
医(2) 地域連携と体制の構築	医療機関の機能分化の推進 地域の医療ニーズに対応した過不足のない医療提供体制としていくため、地域の実情を踏まえた医療機関の機能分化の推進が必要です。	限られた医療資源を効率的に活用し、地域において切れ目のない医療を提供するため、以下の取組により、地域と結びついた医療連携体制を構築します。	①医療機関の機能分化の推進 ②医療機関相互の連携強化 ③医療・介護等の連携強化
	医療機関相互の連携強化 今後、疾病構造が変化していく中においても、市民が病状や状態に応じて切れ目なく医療を受けられるよう、医療機関間における連携を強化する必要があります。	○医療機関自らが、将来目指していく医療について検討し、医療機能を選択するための支援を通じ、医療機関の機能分化を推進します。 ○摂食機能障害やロコモティブシンドロームなど、高齢化の進展に伴い、今後増加が予想される疾患にも対応することができるよう、医療機関相互及び医療機関と薬局、訪問看護ステーションや介護施設など関係機関との連携強化に取り組みます。	
	医療・介護等の連携強化 将来においても、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の医療・介護等の関係者による多職種連携を強化する必要があります。		

【第2回（案）】新計画（2024）			
基本目標	課題	施策の方向性	施策
(1) 地域を安心を支える医療提供体制の整備	持続可能な救急医療体制の確保 高齢者の増加や生産年齢人口の減少を見据え、将来的に持続可能な救急医療体制を維持・確保していくため、夜間急病センターや救急医療体制の再検証や救急医療体制に参画する医師・医療機関の確保が必要です。	急速な高齢化の進展による疾病構造の変化や、生産年齢人口の減少による地域医療の担い手不足の中においても、市民がさまざまな疾病状況に応じて、必要な時に必要な医療を受けることができるよう、以下の取組により、地域医療提供体制を整備します。	① 持続可能な 救急医療体制の確保 ②在宅医療提供体制の さらなる 充実 ③災害医療体制の強化 ④ 新興感染症に強い医療体制の確保 ⑤地域医療を支える人材の確保・養成 ⑥ デジタル技術の活用による医療の効率化・最適化
	在宅医療需要のさらなる増加 今後ますます増加する在宅医療需要に対応するため、在宅医療体制のより一層の充実が必要です。	○将来的に持続可能な救急医療体制の確保や、 さらなる ニーズの増加が予想される在宅医療提供体制の充実に取り組みます。	
	大規模災害発生時に備えた体制整備 北海道胆振東部地震における大規模停電等の経験を踏まえ、 医療的な支援が必要な方への支援体制など 、札幌市における災害医療体制の 再検証 が必要です。	○北海道胆振東部地震などの大規模災害や 新型コロナウイルス感染症の経験 を踏まえ、 有事における 札幌市の医療提供体制について再検証を行い、災害や 新興感染症に備えた 医療体制を強化します。 ○救急医療や在宅医療など地域医療を支える人材を確保するための環境の整備と併せ、研修などにより人材の養成に取り組みます。	
	地域医療を支える人材の確保・養成と医療提供の効率化 高齢化の進展に伴い医療需要が増加する一方で、生産年齢人口が急速に減少する局面において、在宅医療など、地域医療を支える担い手の確保するとともに、 デジタル技術等を活用した医療の効率化・最適化が必要です。		
	【新規】新興感染症の発生・まん延時における医療提供 新興感染症の発生・まん延時においても通常医療の提供を維持しつつ、 迅速かつ適切な感染症対応を行う医療提供体制が必要です。		
医(2) 地域連携と体制の構築	医療機関の機能分化の推進 限りある医療資源 を地域の医療ニーズに対応した過不足のない医療提供体制としていくため、地域の実情を踏まえた医療機関の機能分化の推進が必要です。	限りある医療資源の効率的に活用し、地域において切れ目のない医療を提供するため、以下の取組により、地域と結びついた医療連携体制を構築します。	①医療機関の機能分化の推進 ②医療機関相互の連携強化 ③医療・介護等の連携強化 ④ デジタル技術の活用による連携強化
	医療機関相互の連携強化 今後、疾病構造が変化していく中においても、市民が病状や状態、 本人や家族の意思 に応じて切れ目なく医療を受けられるよう、 デジタル技術等も活用して 医療機関間における連携を強化する必要があります。	○医療機関自らが、将来目指していく医療について検討し、医療機能を選択するための支援を通じ、医療機関の機能分化を推進します。 ○摂食機能障害やロコモティブシンドロームなど、高齢化の進展に伴い、今後増加が予想される疾患にも対応することができるよう、 デジタル技術等も活用しながら 医療機関相互及び医療機関と薬局、訪問看護ステーションや介護施設など関係機関との連携強化に取り組みます。	
	医療・介護等の連携強化 将来においても、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、 デジタル技術等も活用して 地域の医療・介護等の関係者による多職種連携を強化する必要があります。		

【第3回（案）】新計画（2024）

変更無し

変更無し

■課題の見直しと2024計画における基本目標（第2回（案）との比較）

現行計画（2018）			
基本目標	課題	施策の方向性	施策
情報共有・相互理解の促進	医療提供体制についての理解の推進 市民が病状や状態に応じて医療に関して適切な選択を行えるよう、医療機関の機能分化や連携の趣旨、かかりつけ医などを持つことの意義などについて市民への理解が進むような取組の推進が必要です。 ・安易な夜間受診を控えることの啓発や救急安心センターさっぽろの利用促進などによる救急医療機関の適正受診の推進が必要です。	医療を受ける当事者である市民が医療提供体制等について理解を深め、医療を必要とした際に以下の取組により、医療提供者との情報共有による相互理解を促進します。 ○医療機関の機能分化・連携の趣旨及び身近な地域で日常的な診療や健康管理、病状に応じた適切な医療機関への紹介等を行うかかりつけ医の役割についての理解並びに救急医療機関の適正な利用を推進します。 ○医療機関や薬事関係施設の適切な管理など医療の安全確保に関する助言・情報提供を強化するほか、医療安全相談機能の充実により医療提供者と市民との信頼関係の構築を推進します。	①医療提供体制についての情報共有・理解の促進 ②医療の安全確保に関する助言・情報提供の強化 ③医療提供者と市民との信頼関係構築の推進
	医療の安全確保に関する情報提供・相談機能の充実 医療の安全確保に関する医療提供者への情報提供や市民からの相談に係る機能の充実による医療提供者と市民との相互理解の促進が必要です。	○医療機関や薬事関係施設の適切な管理など医療の安全確保に関する助言・情報提供を強化するほか、医療安全相談機能の充実により医療提供者と市民との信頼関係の構築を推進します。	○医療機関や薬事関係施設の適切な管理など医療の安全確保に関する助言・情報提供を強化するほか、医療安全相談機能の充実により医療提供者と市民との信頼関係の構築を推進します。
(4) 市民の健康力・予防力の向上	かかりつけ医などの普及 疾病予防・早期発見等を担うかかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）を持つことの意義について市民への普及啓発が必要です。	子どもから高齢者まで、健康でいきいきと暮らすことができるよう、以下の取組により、市民の健康力・予防力の向上を推進し、健康寿命の延伸などにつなげます。 ○疾病予防・早期発見等を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及を進め、医療や保健に関する情報を積極的に発信し、普及啓発を強化します。	①かかりつけ医などの普及促進 ②保健・医療に関する情報発信と普及啓発の強化 ③保健・医療・福祉に関する相談機能の充実と連携強化 ④各種健診・検診事業の推進 ⑤関係機関と連携した保健医療施策の推進
	保健・医療に関する情報発信と普及啓発の強化 健康診断・検診や予防接種などに関する制度や必要性について市民への普及啓発の強化が必要です。	○保健・医療・福祉に関する相談窓口機能を充実し、各窓口の連携により情報を必要としている市民に必要な情報が届く環境を整備するほか、感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策を推進します。	○保健・医療・福祉に関する相談窓口機能を充実し、各窓口の連携により情報を必要としている市民に必要な情報が届く環境を整備するほか、感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策を推進します。
	保健・医療・福祉に関する相談機能の充実と連携強化 保健や医療、福祉に関して困りごとを抱えた市民に対応する相談窓口機能の充実が必要です。 ・相談窓口等の利用者に応じて必要な情報が得られる環境の整備、相談機能の連携強化が必要です。	○保健・医療・福祉に関する相談窓口について、各窓口の連携や多職種間の協働により機能充実を図り、情報を必要としている市民に必要な情報が届く環境を整備するほか、多職種の協議の場感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策を推進します。	○保健・医療・福祉に関する相談窓口について、各窓口の連携により情報を必要としている市民に必要な情報が届く環境を整備するほか、感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策を推進します。
	関係機関との連携による保健医療施策の推進 感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策の推進が必要です。		

【第2回（案）】新計画（2024）			
基本目標	課題	施策の方向性	施策
情報地域の医療体制にかかわる促進	医療提供体制や医療のかかり方についての理解の推進 ・市民が病状や状態、本人や家族の意思に基づいた適切な医療を選択できるよう、医療機関の機能分化や連携の趣旨、かかりつけ医などを持つことや人生会議（ACP）の意義などについて市民への理解が進むような取組の推進が必要です。 ・安易な夜間受診を控えることの啓発や救急安心センターさっぽろの利用促進などによる救急医療機関の適正受診の推進が必要です。	積極的な情報発信により、医療を受ける当事者である市民が医療提供体制等について理解を深め、医療を必要とした際により良い選択を行えるよう、以下の取組により、市民の医療提供体制や医療のかかり方に関する理解を促進します。 ○医療機関の機能分化・連携の趣旨等についての市民理解を促進します。 ○かかりつけ医の役割や救急医療機関の適正な利用、患者が受ける治療・療養について本人や家族と医療従事者があらかじめ話し合う人生会議（ACP）等の普及を推進します。 ○医療機関や薬事関係施設の適切な管理など医療の安全確保に関する助言・情報提供を強化するほか、医療安全相談機能の充実により医療提供者と市民との信頼関係の構築、市民への情報提供を推進します。	①医療提供体制や医療のかかり方についての情報発信・市民理解の促進 ②医療の安全確保に関する助言・情報提供の強化 ③医療提供者と市民との信頼関係構築の推進
	医療の安全確保に関する情報提供・相談機能の充実 医療の安全確保に関する医療提供者への情報提供や市民からの相談に係る機能の充実による医療提供者と市民との相互理解の促進が必要です。	○医療機関や薬事関係施設の適切な管理など医療の安全確保に関する助言・情報提供を強化するほか、医療安全相談機能の充実により医療提供者と市民との信頼関係の構築、市民への情報提供を推進します。	○医療機関や薬事関係施設の適切な管理など医療の安全確保に関する助言・情報提供を強化するほか、医療安全相談機能の充実により医療提供者と市民との信頼関係の構築、市民への情報提供を推進します。
(4) 市民の健康力・予防力の向上	かかりつけ医などの普及 日常生活における健康相談から疾病予防・早期発見等を担うかかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）を持つことの意義について市民への普及啓発が必要です。	子どもから高齢者まで、健康でいきいきと暮らすことができるよう、以下の取組により、市民の健康力・予防力の向上を推進し、健康寿命の延伸などにつなげます。 ○身近な地域で日常的な診療や健康相談を行い、疾病予防・早期発見等の役割を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及を進め、医療や保健に関する情報を積極的に発信し、普及啓発を強化します。	①かかりつけ医などの普及促進 ②保健・医療に関する情報発信と普及啓発の強化 ③保健・医療・福祉に関する相談機能の充実と連携強化 ④各種健診・検診事業の推進 ⑤関係機関と連携した保健医療施策の推進
	保健・医療に関する情報発信と普及啓発の強化 健康診断・検診や予防接種などに関する制度や必要性について市民への普及啓発の強化が必要です。	○保健・医療・福祉に関する相談窓口機能を充実し、各窓口の連携により情報を必要としている市民に必要な情報が届く環境を整備するほか、感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策を推進します。	○保健・医療・福祉に関する相談窓口機能を充実し、各窓口の連携により情報を必要としている市民に必要な情報が届く環境を整備するほか、感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策を推進します。
	保健・医療・福祉に関する相談機能の充実と連携強化 保健や医療、福祉に関して困りごとを抱えた市民に対応する相談窓口機能の充実が必要です。 ・相談窓口等の利用者に応じて必要な情報が得られる環境の整備、相談機能の連携強化が必要です。	○保健・医療・福祉に関する相談窓口について、各窓口の連携や多職種間の協働により機能充実を図り、情報を必要としている市民に必要な情報が届く環境を整備するほか、多職種の協議の場感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策を推進します。	○保健・医療・福祉に関する相談窓口について、各窓口の連携により情報を必要としている市民に必要な情報が届く環境を整備するほか、感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策を推進します。
	関係機関との連携による保健医療施策の推進 感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策の推進が必要です。		

【第3回（案）】新計画（2024）			
基本目標	課題	施策の方向性	施策
情報地域の医療体制にかかわる促進	医療提供体制や医療のかかり方についての理解の推進 ・市民が病状や状態、本人や家族の意思に基づいた適切な医療を選択できるよう、医療機関の機能分化や連携の趣旨、かかりつけ医などを持つことや人生会議（ACP）の意義などについて市民への理解が進むような取組の推進が必要です。 ・安易な夜間受診を控えることの啓発や救急安心センターさっぽろの利用促進などによる救急医療機関の適正受診の推進が必要です。	積極的な情報発信により、医療を受ける当事者である市民が医療提供体制等について理解を深め、医療を必要とした際により良い選択を行えるよう、以下の取組により、市民の医療提供体制や医療のかかり方に関する理解を促進します。 ○医療機関の機能分化・連携の趣旨等についての市民理解を促進します。 ○かかりつけ医の役割や救急医療機関の適正な利用、患者が受ける治療・療養について本人や家族と医療従事者があらかじめ話し合う人生会議（ACP）等の普及を推進します。 ○医療機関や薬事関係施設の適切な管理など医療の安全確保に関する助言・情報提供を強化するほか、医療安全相談機能の充実により医療提供者と市民との信頼関係の構築、市民への情報提供を推進します。	①医療提供体制や医療のかかり方についての情報発信・市民理解の促進 ②医療の安全確保に関する助言・情報提供の強化 ③医療提供者と市民との信頼関係構築の推進
	医療の安全確保に関する情報提供・相談機能の充実 医療の安全確保に関する医療提供者への情報提供や市民からの相談に係る機能の充実による医療提供者と市民との相互理解の促進が必要です。	○医療機関や薬事関係施設の適切な管理など医療の安全確保に関する助言・情報提供を強化するほか、医療安全相談機能の充実により医療提供者と市民との信頼関係の構築、市民への情報提供を推進します。	○医療機関や薬事関係施設の適切な管理など医療の安全確保に関する助言・情報提供を強化するほか、医療安全相談機能の充実により医療提供者と市民との信頼関係の構築、市民への情報提供を推進します。
(4) 市民の健康力・予防力の向上	かかりつけ医などの普及 日常的な診療や健康管理に関する相談を行い、疾病予防・早期発見等を担うかかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）などを持つことの意義について市民への普及啓発が必要です。	子どもから高齢者まで、健康でいきいきと暮らすことができるよう、以下の取組により、市民の健康力・予防力の向上を推進し、健康寿命の延伸などにつなげます。 ○身近な地域で日常的な診療や健康相談に関する相談を行い、疾病予防・早期発見等の役割を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局などの普及を進め、医療や保健に関する情報を積極的に発信し、普及啓発を強化します。	①かかりつけ医などの普及促進 ②保健・医療に関する情報発信と普及啓発の強化 ③保健・医療・福祉に関する相談機能の充実と連携強化 ④各種健診・検診事業の推進 ⑤関係機関と連携した保健医療施策の推進
	保健・医療に関する情報発信と普及啓発の強化 健康診断・検診や予防接種などに関する制度や必要性について市民への普及啓発の強化が必要です。	○保健・医療・福祉に関する相談窓口機能を充実し、各窓口の連携により情報を必要としている市民に必要な情報が届く環境を整備するほか、感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策を推進します。	○保健・医療・福祉に関する相談窓口機能を充実し、各窓口の連携により情報を必要としている市民に必要な情報が届く環境を整備するほか、感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策を推進します。
	保健・医療・福祉に関する相談機能の充実と連携強化 保健や医療、福祉に関して困りごとを抱えた市民に対応する相談窓口機能の充実が必要です。 ・相談窓口等の利用者に応じて必要な情報が得られる環境の整備、相談機能の連携強化が必要です。	○保健・医療・福祉に関する相談窓口について、各窓口の連携や多職種間の協働により機能充実を図り、情報を必要としている市民に必要な情報が届く環境を整備するほか、多職種の協議の場感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策を推進します。	○保健・医療・福祉に関する相談窓口について、各窓口の連携により情報を必要としている市民に必要な情報が届く環境を整備するほか、感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策を推進します。
	関係機関との連携による保健医療施策の推進 感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策の推進が必要です。		